

防整施第17572号  
27.10.1

大臣官房会計課長  
整備計画局施設技術管理官  
地方協力局地方協力企画課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部装備部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
各地方防衛支局長  
(長崎防衛支局長を除く。)  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する  
基準の運用に係る適用範囲について(通知)

標記について、工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定  
する基準の運用について(防整施第15573号。27.10.1)(以下「運用  
通知」という。)に基づき下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう

措置されたい。

## 記

運用通知の別紙の第2項第2号イ及びウの適用範囲は、次のとおりとする。

- 1 「イ 建築関係の建設コンサルタント業務」は、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務並びに建築工事、設備工事及び通信工事に係る工事監理業務とする。
- 2 「ウ 土木関係の建設コンサルタント業務」は、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務並びに土木工事に係る設計業務及び工事監理業務とする。

写送付先：整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、各地方防衛局企画、  
管理各部長